

2019年9月6日

株 主 各 位

神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
代表取締役社長 高 橋 正 光

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年9月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月27日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社本社ビル3階 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第52期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 剰余金の処分の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネットの当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年7月1日から2019年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費や設備投資も堅調に伸びたことから緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましても、公共投資が弱含んでいるものの、堅調な企業収益を背景とした設備維持・取替更新のための民間投資によって、建設需要は底堅く推移しました。

このような状況下で当社グループは、切断・穿孔工事事業、ビルメンテナンス事業、リユース・リサイクル事業の全ての事業において積極的な営業活動を展開しましたが、切断・穿孔工事事業の完成工事高及びリユース・リサイクル事業の商品売上高が前年同期比で減少したため、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は14,871百万円（前年同期比8.7%減）となり、営業利益は1,760百万円（前年同期比19.5%減）、経常利益は1,843百万円（前年同期比18.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,251百万円（前年同期比15.9%減）となりました。

今後とも変わらぬ御支援の程、宜しくお願い申し上げます。

セグメント別売上高実績

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2017年7月1日から 2018年6月30日まで)		当連結会計年度 (2018年7月1日から 2019年6月30日まで)	
	金 額	前年同期比(%)	金 額	前年同期比(%)
切 断 ・ 穿 孔 工 事 事 業	13,927,907	125.1	12,654,211	90.9
ビルメンテナンス事業	296,752	106.9	337,643	113.8
リユース・リサイクル事業	2,058,994	143.8	1,879,946	91.3
合 計	16,283,654	126.8	14,871,802	91.3

- (注) 1. 金額には消費税等が含まれておりません。
2. セグメント間取引は相殺消去しておりません。

(2) 主な事業の内容 (2019年6月30日現在)

当社グループの事業は、各種舗装及びコンクリート構造物の切断・穿孔工事業、ビルメンテナンス事業及びリユース・リサイクル事業から成り立っております。主要な事業の内容は、次のとおりであります。

①切断・穿孔工事業

イ. フラットソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用した最も一般的な工法で、公共事業に関する電気、電話、ガス、上下水道、情報ボックスなどの配管埋設工事、また新設コンクリートの目地切、床版撤去など幅広い分野で使用されております。

ロ. コアドリリング工事

ダイヤモンドビットを使用し、コンクリート建築物の空調や衛生設備などの配管、各種配線工事の孔あけ、コンクリート構造物の強度試験用サンプル採取など多用途に用いられております。

ハ. ワイヤソーイング工事

ダイヤモンドチップを焼結させたワイヤーを使用し、コンクリート構造物に巻き付け切断する工法であります。遠隔操作が可能なため水中、高所、地下の構造物などあらゆる場所で厚大断面の切断が可能です。

ニ. ウォールソーイング工事

ダイヤモンドブレードを使用し、壁面をはじめあらゆるコンクリートの切断工事を行います。機械は軽量で持ち運びが可能なため、狭い場所や高層ビル等での工事に多用されております。

ホ. 空港灯火工事

空港の夜間飛行用灯火の設置工事であります。移動時間の短縮、効率化を図り、緊急時にすばやい退避が必要となるため当社グループが独自開発した特装車を使用します。

ヘ. グルーピング工事

ハイドロプレーニング現象による事故防止のため空港の滑走路や高速道路、滑りやすい路面などに利用されます。路面に細かい溝を切る工事で、水はけを良くしタイヤと路面とのすべり抵抗を改善し、曲がりくねった坂道では横滑り防止に効果が認められております。

ト．ウォータージェット工事

水の力で「切る、はつる、洗う、剥す、削る」という多彩な機能をこなすジェット水流を利用した切削システムであります。繊細な作業にも適した精度と、高水圧が生み出すパワーは、ウォータージェットならではのメリットであり、粉塵の発生もなく、環境にたいへんやさしい工法であります。

②ビルメンテナンス事業

マンション等の配管洗浄を中心とした事業であります。

③リユース・リサイクル事業

中古パソコン等の販売を中心とした事業であります。

(3) 主要な営業所並びに使用人の状況 (2019年6月30日現在)

①主要な営業所

イ. 当社

本社	神奈川県茅ヶ崎市
プラント事業部	神奈川県茅ヶ崎市
ビルメンテナンス事業部	神奈川県茅ヶ崎市
東京支店	東京都江東区
茅ヶ崎営業所	神奈川県茅ヶ崎市
千葉営業所	千葉市稲毛区
水戸営業所	茨城県水戸市
栃木営業所	栃木県栃木市
高崎営業所	群馬県高崎市
さいたま営業所	さいたま市岩槻区
北陸営業所	新潟市西蒲区
仙台営業所	仙台市宮城野区
札幌営業所	北海道北広島市

ロ. 子会社

(株)ウォールカッティング工業	愛知県あま市 (本社)
(株)光明工事	愛媛県松山市 (本社)
(株)新伸興業	沖縄県豊見城市 (本社)
(株)ムーバブルトレードネットワークス	東京都千代田区 (本社)

②従業員の状況

イ. 企業集団の従業員の状況

区 分		前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	450名	19名(増)	37才 11ヶ月	10年 6ヶ月
女 性	51名	2名(増)	39才 8ヶ月	7年 8ヶ月
合計または平均	501名	21名(増)	38才 1ヶ月	10年 1ヶ月

(注) 従業員数は役員31名、嘱託19名及び臨時従業員101名を含んでおりません。

ロ. 当社の従業員の状況

区 分		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	334名	4名(増)	38才 4ヶ月	12年 2ヶ月
女 性	30名	1名(増)	40才 5ヶ月	9年 10ヶ月
合計または平均	364名	5名(増)	38才 6ヶ月	11年 8ヶ月

(注) 従業員数は役員8名、嘱託16名及び臨時従業員62名を含んでおりません。

(4) 主な借入先 (2019年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	1,000千円

(5) 資金調達、設備投資等の状況

①資金調達の状況

当連結会計年度は、社債又は新株式の募集等による資金調達は行っておりません。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は641,552千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具	339,394千円
千葉営業所移転・改修	231,818千円

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2016年6月期)	第 50 期 (2017年6月期)	第 51 期 (2018年6月期)	第 52 期 (2019年6月期) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	12,857,204	12,840,827	16,283,654	14,871,802
経 常 利 益 (千円)	1,780,934	1,473,313	2,263,436	1,843,825
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,115,658	990,438	1,487,655	1,251,051
純 資 産 額 (千円)	7,396,636	8,333,458	9,822,659	10,956,318
総 資 産 額 (千円)	9,737,364	10,597,082	12,707,617	13,304,998
1株当たり当期純利益 (円)	196.01	174.01	261.37	219.80
自 己 資 本 比 率 (%)	73.2	75.9	74.3	79.3

(注) 1. 売上高には消費税等が含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益につきましては、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
㈱ウォールカッティング工業	10,000千円	100.0%	切断・穿孔工事事業
㈱光明工事	15,000千円	66.7%	切断・穿孔工事事業
㈱新伸興業	10,000千円	51.0%	切断・穿孔工事事業
㈱ムーバブルトレードネットワークス	99,800千円	50.2%	リユース・リサイクル事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、建設業界における若年労働者不足の問題や受注競争の激化等が要因となって依然として厳しい状況が続くと予想されます。当社グループにおいても引き続き厳しい経営環境に対処すべく、グループ全体として、①人材採用・育成の強化・拡充、②営業展開の強化、③協力会社ネットワークの強化、④研究開発の強化を基本戦略としております。

この基本戦略を念頭に、各事業ごとに以下の取り組みを行ってまいります。

まず、切断・穿孔工事事業につきましては、公共、民間ともに老朽化対策が推進されるなか、市況の影響を受けにくい高速道路・鉄道などの輸送インフラ、及び長寿命化計画や修繕・改修が不可欠となる産業インフラをターゲットとした営業展開を図ることで、計画的な売上確保・案件獲得を進めてまいります。

ビルメンテナンス事業につきましては、今後もエリアの拡大及び作業員の増員を行うことで施工体制の強化・新規顧客の獲得に努めてまいります。

最後に、リユース・リサイクル事業につきましては、引き続き新規顧客の開拓及び付加サービスの拡充に努めてまいります。

上記の事業の拡充に加え、市場調査を行い営業所の開設とM&Aによる営業展開により、顧客の拡大を図ってまいります。

収益面では、施工の効率化、技術レベルのアップ及び原価管理の促進を図り、収益の向上に努めてまいります。

また、管理部門につきましては、全営業所のオンラインシステムの構築により情報集中管理の効率化・合理化を図り、総合的な経費削減に取り組んでまいります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年5月31日開催の取締役会において、株式会社アシレの発行済株式の全部を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。また、2019年7月1日付けで株式を取得したことにより子会社化いたしました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 常 務 取 締 役	高 橋 正 光 安 立 陽	ダイヤモンド機工(株) 取締役 工事本部長 (株)光明工事 取締役
取 締 役	川 内 幸 喜	営業所統括部長
取 締 役	原 田 英 治	英治出版(株) 代表取締役
取 締 役	松 田 文 子	(公財)大原記念労働科学研究所 特別研究員 (一社)日本人間工学会 理事
常 勤 監 査 役	渡 辺 清 二	(株)ウォールカッティング工業 監査役 (株)光明工事 監査役
監 査 役	泉 貴 嗣	ゴール(株) 監査役
監 査 役	林 晃 司	林晃司公認会計士・税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役広瀬俊一氏、関本隆史氏、小池保氏及び、監査役吉田孝行氏は、2018年9月27日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任致しました。
2. 取締役のうち、原田英治氏及び松田文子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち、泉貴嗣氏及び林晃司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役のうち、原田英治氏及び松田文子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役林晃司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役原田英治氏、松田文子氏及び社外監査役泉貴嗣氏、林晃司氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬額の総額等

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役 8名 65,794千円

監査役 4名 19,704千円

- (注) 1. 上記には、2018年9月27日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11,619千円（取締役8名分10,119千円 監査役4名分1,500千円）が含まれております。
4. 上記のほか、2018年9月27日開催の第51回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対し74,197千円、退任監査役1名に対し5,900千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額79,187千円（取締役73,637千円、監査役5,550千円）が含まれております。
5. 2001年9月26日開催の第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、また、2016年9月27日開催の第49回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と、それぞれご決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

	社外取締役 関 本 隆 史	社外取締役 原 田 英 治	社外取締役 松 田 文 子	社外監査役 吉 田 孝 行	社外監査役 泉 貴 嗣	社外監査役 林 晃 司
①他の法人等の業務執行者の事実及び当社と他の法人等との関係	—	(別記1)	—	—	—	(別記2)
②他の法人等の社外役員の兼務の事実及び当社と他の法人等との関係	—	—	—	—	(別記3)	—
③当社・特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実	—	—	—	—	—	—
④事業年度中の取締役会等での活動状況	—	(別記4)	(別記4)	—	(別記4)	(別記4)
⑤社外役員に対する報酬等の総額	(別記5)	(別記5)	(別記5)	(別記5)	(別記5)	(別記5)
⑥当社の子会社からの役員としての報酬等の額	—	—	—	—	—	—
⑦上記①～⑥の内容に対しての社外役員の意見があるとき、その意見	—	—	—	—	—	—

(別記1) 社外取締役原田英治氏は、英治出版株式会社社の代表取締役を兼ねております。なお、英治出版株式会社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記2) 社外監査役林晃司氏は、林晃司公認会計士・税理士事務所の代表を兼ねております。なお、林晃司公認会計士・税理士事務所と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記3) 社外監査役泉貴嗣氏は、ゴール株式会社の監査役を兼ねております。なお、ゴール株式会社と当社との間には、重要な取引その他特別の関係はありません。

(別記4) 事業年度中の取締役会等での活動状況

社外取締役 原田英治

当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、経営者としての豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。

社外取締役 松田文子

当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、労働科学分野の専門家としての豊富な知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役 泉 貴嗣

当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会16回の全てに出席し、CSRコンサルタントとしての知識・経験に基づく発言を行っております。

社外監査役 林 晃司

当事業年度開催の取締役会21回の全てに、また、監査役会16回のうち15回に出席し、公認会計士・税理士としての知識・経験に基づく発言を行っております。

(別記5) 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役3名：6,434千円

社外監査役3名：11,904千円

1. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額1,934千円（社外取締役3名分1,034千円、社外監査役3名分899千円）が含まれております。
2. 上記のほか、2018年9月27日開催の第51回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外取締役1名に対して、1,380千円、退任社外監査役1名に対し5,900千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において社外役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額6,815千円（社外取締役1,264千円、社外監査役5,550千円）が含まれております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日付で有限責任監査法人に移行し、同日より、法人名称がアーク有限責任監査法人となっております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,960千円

(注) 1. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議をもって、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

- (1) 事業年度末日において発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名又は名称及び当該株主の有する株式の数並びに当該株主の有する株式に係る当該割合

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 隆	820,000株	14.29%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	475,200株	8.28%
永 野 良 夫	395,400株	6.89%
旭ダイヤモンド工業株式会社	300,000株	5.23%
ダイヤモンド機工株式会社	240,000株	4.18%
第一カッター興業従業員持株会	231,900株	4.04%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	216,500株	3.77%
富国生命保険相互会社	200,000株	3.48%
A I G 損害保険株式会社	200,000株	3.48%
吉 岡 裕 之	126,000株	2.20%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 20,000,000株
- ②発行済株式総数 6,000,000株（うち自己株式 260,332株）
- ③株主数 2,644名（うち単元未満株主数 102名）

5. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同条第3項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

（１）取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が法令及び定款・規程並びに企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ② 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略その他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するため、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 取締役の職務執行の状況は、監査役監査規程に従い、監査役会による監査を受ける。
- ④ 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む。）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとするとともに、必要に応じて取締役及び監査役による閲覧に供する。
取締役会議事録、株主総会議事録、社内の重要な会議体の議事録、契約書、稟議書等
- ② 「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- ② 内部監査室は、リスク・アプローチに基づく監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役様に報告し、適切な措置をとる。
- ③ 当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、週に1回執行役員を加えたミーティングを開催する。
- ② 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所長及び部長からなる合同会議を月1回開催する。
- ③ 必要に応じて、組織規程及び業務分掌規程を見直し、各取締役における職務執行の効率化を図る。
- ④ 中期経営計画及び年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令及び社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。
- ② 内部監査室は、使用人の職務執行について定期的に内部監査を実施し、是正措置を勧告するとともに、代表取締役社長及び監査役に活動状況を報告する。
- ③ 内部監査室及び法務部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握及び内部統制の整備を行う。
 - ② 内部監査室は、子会社における業務の適正化を図るため、子会社の内部監査を行う。
 - ③ 当社の役員又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。
 - ④ 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。
 - ⑤ 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報を受け付ける制度を運用する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は、速やかに当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
 - ② 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。
 - ② 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。
 - ③ 当社の監査役は、独立性を保ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底する。
 - ② 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業規則により懲戒に処する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められなかった場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。
 - ③ 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。
- (11) 財務報告に係る信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な措置を取り、経営の公正性・透明性の確保に努める。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と内部監査室、会計監査人の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。
- ② 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- ③ 社外監査役として、企業経営・CSR（企業の社会的責任）に精通した経験者を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
- ② 当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修を通じて、役員及び使用人にこれを周知徹底する。
- ③ 反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理本部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備する。
- ④ 取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期において、当社及び当社子会社の社会的責任を果たし、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループが実施いたしました業務の適正を確保するための体制の運用状況については、主として以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

当期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、次のとおりであります。

取締役会は21回開催され、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実に努めました。また、監査役会は16回開催され、社外監査役も常時出席しました。その他、グループ会社会議や営業会議等により、当社グループにおける業務の適正を確保するための情報交換等を行いました。

(2) 当社及び当社子会社におけるリスクマネジメント

従来より、当社グループでは、それぞれ災害時緊急連絡網や安否確認システム等を活用しており、緊急時に情報を共有できる体制を構築しております。

また、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を1回開催し、識別したリスクに対して評価及び対応策の検討を行うとともに、リスクの軽減に努めました。

(3) コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス意識の向上を図るために、法令や社会的規範、倫理的行動規範を含む社内規則を遵守するとともに、職場におけるハラスメントやインサイダー取引等に関する研修・教育等により、周知の徹底を行いました。

(4) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に基づき、当社グループの重要な事業拠点及び重要な業務プロセス等に対して、内部統制評価を実施し、内部統制の目的の1つである「財務報告の信頼性」の確保に努めました。

(5) 内部監査の実施

「内部監査実施計画書」に基づき、年2回、当社及び当社子会社の重要な拠点について、内部監査を実施いたしました。

(6) 反社会的勢力排除に関する取組み

当期において、「反社会的勢力排除規程」における基本的な考え方を再確認し、当社グループが事業を継続するうえで、当社グループ内の役員及び使用人に周知徹底するのみならず、お取引先様等当社グループの外部者に対しても、反社会的勢力との関係断絶を明記するなどの取組みを行いました。

本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【8,913,984】	【流動負債】	【1,807,124】
現金及び預金	5,698,691	工事未払金	529,393
受取手形・完成工事未収入金	2,293,682	買掛金	189,518
売掛金	187,227	1年内返済予定の長期借入金	1,000
未成工事支出金	344,771	リース債務	6,907
商 品	79,909	未払法人税等	240,912
材料貯蔵品	149,938	賞与引当金	52,066
その他の	167,779	そ の 他	787,326
貸倒引当金	△8,016		
【固定資産】	【4,391,013】	【固定負債】	【541,555】
(有形固定資産)	(3,326,725)	リース債務	19,195
建物及び構築物	918,976	役員退職慰労引当金	185,609
機械装置及び運搬具	641,230	退職給付に係る負債	334,937
工具、器具及び備品	23,462	そ の 他	1,812
土地	1,675,004		
リース資産	25,299		
建設仮勘定	42,752	負債合計	2,348,679
(無形固定資産)	(104,035)	純 資 産 の 部	
その他の	104,035	【株主資本】	【10,575,848】
(投資その他の資産)	(960,252)	資 本	470,300
投資有価証券	504,479	資本剰余金	462,044
繰延税金資産	208,386	利益剰余金	9,765,869
その他の	249,967	自己株式	△122,364
貸倒引当金	△2,580	【その他の包括利益累計額】	【△27,190】
		その他有価証券評価差額金	△7,375
		退職給付に係る調整累計額	△19,815
		【非支配株主持分】	【407,660】
		純 資 産 合 計	10,956,318
資 産 合 計	13,304,998	負債純資産合計	13,304,998

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年7月1日から2019年6月30日まで)

科 目						金 額		
						千円	千円	
売 上 高	完 成 工 事 高	商 品 売 上 高					12,991,855	14,871,802
売 上 原 価	完 成 工 事 原 価	商 品 売 上 原 価					1,879,946	
売 上 総 利 益	完 成 工 事 総 利 益	商 品 売 上 総 利 益					8,655,645	10,089,784
販売費及び一般管理費	完 成 工 事 総 利 益	商 品 売 上 総 利 益					1,434,139	
						4,336,210	4,782,017	
						445,807		
営 業 利 益							3,021,444	
営 業 外 収 益							1,760,573	
受 取 配 当 金	受 取 保 険 金	持 分 法 に よ る 投 資 利 益 入					63	91,260
雑 収	雑 収	雑 収					8,036	
雑 収	雑 収	雑 収					27,483	
雑 収	雑 収	雑 収					35,513	
雑 収	雑 収	雑 収					20,163	
営 業 外 費 用	支 払 債 権 売 却 損 費 失	支 払 債 権 補 損					941	8,008
支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損					56	
支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損					5,138	
支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損					1,871	
支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損	支 払 債 権 補 損						
経 常 利 益							1,843,825	
特 別 利 益	固 定 資 産 売 却 益 金	特 別 損 失					956	19,166
特 別 損 失	固 定 資 産 売 却 損 損	固 定 資 産 売 却 損 損					18,209	
						374	14,999	
						14,624		
税金等調整前当期純利益							1,847,991	
法人税、住民税及び事業税						549,746		
法人税等調整額						17,092	566,839	
当期純利益							1,281,152	
非支配株主に帰属する当期純利益							30,100	
親会社株主に帰属する当期純利益							1,251,051	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から2019年6月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	470,300	462,044	8,658,309	△122,364	9,468,288
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△143,491		△143,491
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,251,051		1,251,051
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,107,560	—	1,107,560
当 期 末 残 高	470,300	462,044	9,765,869	△122,364	10,575,848

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
	千円		千円	千円	千円
当 期 首 残 高	—	△23,776	△23,776	378,148	9,822,659
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△143,491
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,251,051
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,375	3,961	△3,413	29,512	26,098
当 期 変 動 額 合 計	△7,375	3,961	△3,413	29,512	1,133,658
当 期 末 残 高	△7,375	△19,815	△27,190	407,660	10,956,318

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び名称

イ. 連結子会社の数 4 社

ロ. 連結子会社の名称

株式会社ウォールカッティング工業

株式会社光明工事

株式会社新伸興業

株式会社ムーバブルトレードネットワークス

②非連結子会社の名称等

イ. 非連結子会社の名称

株式会社ApplicationEngineering

ロ. 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及び名称

イ. 持分法を適用した関連会社の数 1社

ロ. 持分法を適用した関連会社の名称

ダイヤモンド機工株式会社

②持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

イ. 会社等の名称

(a) 非連結子会社

株式会社ApplicationEngineering

(b) 関連会社

N T Tファイナンス・アセットサービス株式会社

株式会社T R Y

ロ. 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ムーバブルトレードネットワークスの決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

(a) 未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(b) 材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(c) 商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

2. 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高 297,620千円

(2) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 14,739千円

裏書手形 25,088千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,972,879千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,000,000	—	—	—	—	6,000,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	308,332	—	—	—	—	308,332

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2018年9月27日 定時株主総会	普通株式	143,491千円	25円	2018年6月30日	2018年9月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年9月27日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	114,793千円	20円	2019年6月30日	2019年9月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営活動に必要な資金を概ね自己資金により賄っております。

金融商品に関しましては、本業への経営資源の集中投下の観点から、純投資目的の金融商品は原則として保有しないこととしております。

なお、例外として純投資目的の金融商品を保有する場合には、全て経営上その必要性及び合理性等を取締役に諮り、取締役会にて決定するものとしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、各事業所の管理部門において、売掛債権の年齢調べを行い、債権の回収状況を定期的に本社の管理部門に報告しております。

また、新規取引の開始に当たっては、請負工事代金が一定額を超える場合等は、与信調査を行い、一定期間取引の途絶した取引先についても、取引の再開に際しては与信調査を行うものとしております。

さらに、上記の定めによらず、信用悪化の情報を入手した場合には、適宜与信調査を行うものとしております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月に2回、各事業所からの報告に基づく資金残高表を作成し、過年度比較等による適正資金残高の把握を行い、手許流動性の確保、維持に努め、流動性リスクの管理をしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価(※)	差 額
現金及び預金	5,698,691	5,698,691	—
受取手形・完成工事未収入金	2,293,682	2,293,682	—
売掛金	187,227	187,227	—
投資有価証券	107,798	107,798	—
工事未払金	(529,393)	(529,393)	—
買掛金	(189,518)	(189,518)	—
未払法人税等	(240,912)	(240,912)	—
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,000)	(1,000)	—
リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む) (※2)	(8,977)	(9,115)	138

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務17,125千円は含めておりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、受取手形・完成工事未収入金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②工事未払金、買掛金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券 396,680千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,853円35銭
1株当たり当期純利益	219円80銭

7. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2019年5月31日開催の取締役会において、株式会社アシレの発行済株式の全部を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。また、2019年7月1日付で株式を取得したことにより子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アシレ

事業の内容：ウォータージェット工法による建築構造物の外壁関連およびコンクリートはつり事業、建物内外装クリーニング事業

②企業結合を行った主な理由

株式会社アシレは1983年に設立され、ウォータージェット工法による建築構造物の外壁関連およびコンクリートはつり事業や、建物内外装クリーニング・コーティング事業を展開しております。

当社グループは「特化した技術と高いサービスを持って社会に貢献し、最良のグループとなることをめざす」を企業理念とし、「切る」「はつる」「洗う」「剥がす」「削る」という5つのキーワードに関連した事業を展開しております。

当社グループと同社の手掛ける事業領域が合致しているだけでなく、強みとする分野が建築・土木と分かれることから、営業交流・技術交流を通し高いシナジーを獲得できるものと考えております。

③企業結合日

2019年7月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が金銭を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	600,000千円
取得原価		600,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 1,500千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸 借 対 照 表

(2019年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流 動 資 産】	【6,825,746】	【流 動 負 債】	【1,327,614】
現 金 及 び 預 金	4,358,050	工 事 未 払 金	453,388
受 取 手 形	288,468	未 払 金	197,312
完 成 工 事 未 収 入 金	1,624,628	未 払 費 用	192,454
未 成 工 事 支 出 金	344,771	未 払 法 人 税 等	224,496
材 料 貯 蔵 品	88,713	未 払 消 費 税	57,435
前 払 費 用	57,930	預 り 金	146,489
そ の 他	68,426	賞 与 引 当 金	41,666
貸 倒 引 当 金	△5,241	そ の 他	14,369
【固 定 資 産】	【4,151,898】	【固 定 負 債】	【337,533】
(有 形 固 定 資 産)	(3,086,754)	退 職 給 付 引 当 金	306,504
建 物	721,250	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	31,028
構 築 物	129,365		
機 械 及 び 装 置	347,092		
車 両 運 搬 具	218,723		
工 具、器 具 及 び 備 品	12,965		
土 地	1,614,605		
建 設 仮 勘 定	42,752		
(無 形 固 定 資 産)	(98,760)		
ソ フ ト ウ ェ ア	75,972		
電 話 加 入 権	3,752		
そ の 他	19,034		
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(966,383)		
投 資 有 価 証 券	207,798		
関 係 会 社 株 式	405,928		
出 資 金	580		
長 期 貸 付 金	748		
破 産 更 生 債 権 等	2,530		
長 期 前 払 費 用	2,393		
繰 延 税 金 資 産	181,706		
保 険 積 立 金	155,086		
そ の 他	11,956		
貸 倒 引 当 金	△2,345		
		負 債 合 計	1,665,147
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【9,319,873】
		(資 本 金)	(470,300)
		(資 本 剩 余 金)	(465,100)
		資 本 準 備 金	465,100
		(利 益 剩 余 金)	(8,487,951)
		利 益 準 備 金	25,000
		そ の 他 利 益 剩 余 金	8,462,951
		別 途 積 立 金	3,590,000
		繰 越 利 益 剩 余 金	4,872,951
		(自 己 株 式)	(△103,478)
		【評 価・換 算 差 額 等】	【△7,375】
		(そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	(△7,375)
		純 資 産 合 計	9,312,497
資 産 合 計	10,977,645	負 債 純 資 産 合 計	10,977,645

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年 7 月 1 日から2019年 6 月30日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
完 成 工 事 高		10,851,217
完 成 工 事 原 価		7,254,594
完 成 工 事 総 利 益		3,596,622
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,168,862
営 業 利 益		1,427,760
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
受 取 配 当 金	7,447	
受 取 保 険 金	22,086	
受 取 家 賃	32,550	
雑 収 入	12,286	74,406
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	13,741	
支 払 補 償 費	5,138	
雑 損 失	951	19,832
経 常 利 益		1,482,334
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,771	
保 険 解 約 返 戻 金	18,209	21,981
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	374	
固 定 資 産 除 却 損	14,255	14,630
税 引 前 当 期 純 利 益		1,489,685
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	444,632	
法 人 税 等 調 整 額	12,540	457,172
当 期 純 利 益		1,032,512

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から2019年6月30日まで)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	470,300	465,100	465,100	25,000	3,490,000	4,083,930	7,598,930
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△143,491	△143,491
当期純利益						1,032,512	1,032,512
別途積立金の積立					100,000	△100,000	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	100,000	789,020	889,020
当 期 末 残 高	470,300	465,100	465,100	25,000	3,590,000	4,872,951	8,487,951

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△103,478	8,430,852			8,430,852
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△143,491			△143,491
当期純利益		1,032,512			1,032,512
別途積立金の積立		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△7,375	△7,375	△7,375
当期変動額合計	—	889,020	△7,375	△7,375	881,645
当 期 末 残 高	△103,478	9,319,873	△7,375	△7,375	9,312,497

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

②材料貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	2年～50年
--------	--------

機械及び装置、車両運搬具	5年～17年
--------------	--------

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高 289,309千円

(2) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 11,175千円

裏書手形 24,570千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,564,908千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 22,933千円

短期金銭債務 9,972千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 224,905千円

仕入高 220,477千円

営業取引以外の取引による取引高 30,410千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	260,332		－		－	260,332

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	9,404千円
未払事業税	14,000千円
退職給付引当金	92,896千円
賞与引当金	12,628千円
貸倒引当金	3,010千円
減損損失	205千円
その他	50,813千円
繰延税金資産合計	182,959千円

繰延税金負債

その他	△1,253千円
繰延税金負債合計	△1,253千円
繰延税金資産の純額	181,706千円

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,622円48銭
1株当たり当期純利益	179円89銭

8. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載している為、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年 8 月23日

第一カッター興業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 田 剛 維 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 島 康 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一カッター興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年8月23日

第一カッター興業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 田 剛 維 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 島 康 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一カッター興業株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月25日

第一カッター興業株式会社 監査役会

常勤監査役	渡 辺 清 二	㊞
社外監査役	泉 貴 嗣	㊞
社外監査役	林 晃 司	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保に努めるとともに、安定配当の継続を考慮したうえで、配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当は、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 114,793,360円

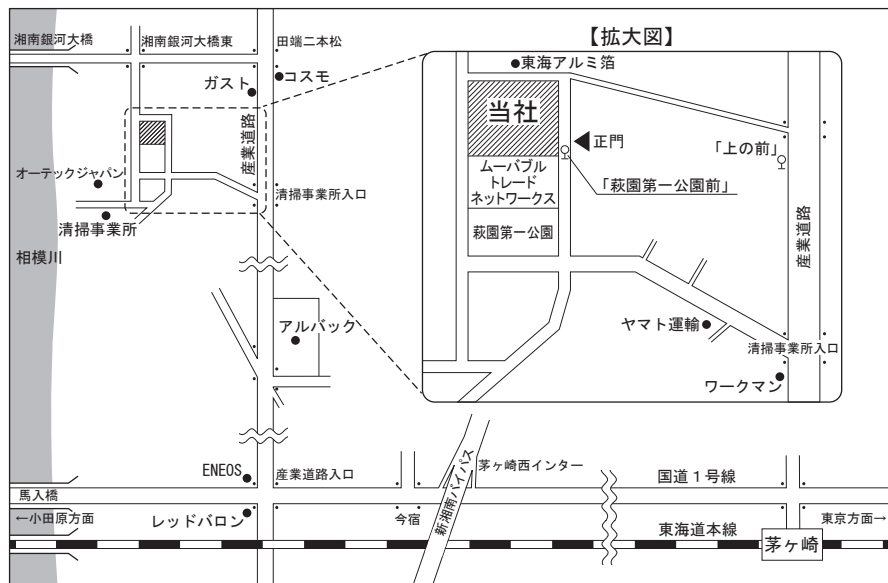
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年9月30日

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地
第一カッター興業株式会社
本社ビル3階 大会議室



電車ご利用の方

- ① J R 茅ヶ崎駅下車→（北口）バス
茅53系統 下河原経由寒川駅南口行
「萩園第一公園前」下車（所要時間約20分）→徒歩1分
- ② J R 茅ヶ崎駅下車→（北口）バス
茅54系統 山伏塚経由寒川駅南口行
「上の前」下車（所要時間約20分）→徒歩5分